

たんにきにゆうしよさーびす じゆうようじこうせつめいしよ
短期入所サービス 重要事項説明書

あなたに対する短期入所サービスの提供について、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人 擁童協会
所在地	岐阜県揖斐郡大野町大字寺内624番地
電話番号	0585-32-0172
代表者氏名	理事長 河瀬 治行
法人設立年月	明治39年8月

2. サービスを提供する事業所

事業所の種類	指定短期入所事業所 平成23年4月1日指定	
事業所番号	2112600248	
事業所の名称	西濃向生園	
事業所の所在地	岐阜県揖斐郡大野町大字寺内623番地	
連絡先	電話番号	0585-34-2723
	FAX番号	0585-34-2753
管理者	園長 近藤 征子	
主たる対象者	知的障害者	
定員	4名	

3. サービスの目的・運営方針

目的	知的障害者への適正な短期入所の提供により知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉を図ることを目的とします。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正かつきめ細かな短期入所サービスの提供を行います。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物の 名称	園舎	構造	鉄筋コンクリート木造 平家建
		延べ床面積	1,818.85 m ²
	自立訓練棟	構造	鉄骨造 2階建

(けやき棟)	のべゆかめんせき 延べ床面積	281.39 m ²
にっちゅうかつどうとう 日中活動棟	こう ぞう 構 造	てっこつづくり ひらやだて 鉄骨造 平家建
(はなみずき棟)	のべゆかめんせき 延べ床面積	425.70 m ²
にっちゅうかつどうとう 日中活動棟	こう ぞう 構 造	てっこつづくり ひらやだて 鉄骨造 平家建
さぎょうとう (作業棟)	のべゆかめんせき 延べ床面積	79.49 m ²
しゃかいせいかつたいけん 社会生活体験	こう ぞう 構 造	もくぞう 2かいだて 木造 2階建
ほーむ ホーム	のべゆかめんせき 延べ床面積	130.20 m ²
ばん こうぼうけんきつき パン工房兼喫茶	こう ぞう 構 造	もくぞう ひらやだて 木造 平家建
(やまぼうし)	のべゆかめんせき 延べ床面積	93.86 m ²
敷地面積		10,194.7 m ²

(2) 居室(短期入所専用)

居室の種類	へやかず 部屋数	び こう 備 考
ひとりべや 1人部屋	4しつ 4室	

(3) 主な設備

設備の種類	へやかず 部屋数	び こう 備 考
しょくどう 食堂	1しつ 1室	
さぎょうしつ 作業室	2しつ 2室	にっちゅうかつどうとう 日中活動棟
いむしつ 医務室	1しつ 1室	
せいようしつ 静養室	2しつ 2室	
そうだんしつ 相談室	1しつ 1室	
よくしつ 浴室	3しつ 3室	
たもくてきしつ 多目的室	2しつ 2室	
ごらくしつ 娯楽室	2しつ 2室	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、基準以上の施設、設備を設置しています。

5. サービス提供職員の配置状況

職 種	いんすう 員数	び こう 備 考
かんりしゃ 管理者	1めい 1名	
じむしょくいん 事務職員	1めいいじょう 1名以上	
かんりせきにんしゃ サービス管理責任者	2めい 2名	1めいせいかつしえんいんけんむ 1名生活支援員兼務
せいかつしえんいん 生活支援員	17めいいじょう 17名以上	じょうきんかんざん 常勤換算
いし 医師	1めい 1名	しょくたく 嘱託
かんごし 看護師	1めいいじょう 1名以上	じょうきんかんざん 常勤換算
えいようし 栄養士	1めい 1名	
うんでんしゆ 運転手	1めいいじょう 1名以上	

とうじぎょうしょ とうせいろどうしやう さだめるしていきじゆん じゆんしゆ していしやうがいふくしきーびす ていきやう しよくいん
 当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、
 じやうき しよくしゆ しよくいん はいち
 上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは..

しよくいん しゆう きんむのべ じかんすう そうすう とうじぎょうしよ じやうきんしよくいん していきんむじかんすう
 職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数
 れい しゆ40じかん じよしたかず
 (例：週40時間)で除した数です。

おも しよくしゆ きんむたいけい
 主な職種の勤務体系

しよく しゆ 職 種	きんむたいけい 勤務体系
かんりしや 管理者	せいき きんむじかんだい 正規の勤務時間帯(8:30~17:30)
じむしよくいん 事務職員	せいき きんむじかんだい 正規の勤務時間帯(8:30~17:30)
さーびす かんりせきにんしや サービス管理責任者	せいき きんむじかんだい 正規の勤務時間帯(8:30~17:30)
せいかつしえんいん 生活支援員	せいき きんむじかんだい 正規の勤務時間帯 はやばん (7:00~16:00) にっきん 日勤 (8:30~17:30) にっきん2 日勤2 (9:30~18:30) おそばん 遅番 (11:30~20:30) やきん 夜勤 (16:30~翌10:00)
かんごし 看護師	せいき きんむじかんだい 正規の勤務時間帯(8:30~17:30)
えいようし 栄養士	せいき きんむじかんだい 正規の勤務時間帯(8:30~17:30)

6. サービス提供の内容と利用料金

(1) 介護給付費対象サービス内容と利用料金

さーびす しゆるい サービスの種類	さーびす ないやう サービスの内容
そうだんおびえんじよ 相談及び援助	りやうしやおよび かぞく きぼう せいかつ りやうしや しんしん じやうきやうたう はあく てきせつ 利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切 な相談、助言、援助等を行います。
かいご 介護	りやうしや じやうきやう おうじててきせつ ぎじゆつ しよくじ せいやう こうい はいせつ せいかつぜんばん 利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄など生活全般 にわたる援助を行います。 ① 入浴 必要に応じて適切に対応します。 ② 着脱衣 必要に応じて介助、確認します。 ③ 整容 毎食後の歯磨き援助、介助、確認。洗面の援助、介助、確認等個性 を尊重した適切な整容を援助します。 せいかつ りず む ととのえる しえん 生活のリズムを整えるような支援をします。
けんこうかんり 健康管理	にちじやうせいかつじやうひつやう ばいたる ちえつく とうやくその たひつやう かんり きろく おこな 日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を 行いま す。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための 適切な支援を行います。

かいごきゆうふ さーびす ていきやう さい さーびすりやうりやうきん こうせいろどうだいじん さだめるきじゆん さんしゆつ
 介護給付によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出
 した額)のうち9割が介護給付の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接

う け と る だ い り じ ゅ り ょ う ば あ い り ょ う し ゃ ふ た ん ぶ ん さ ー び す り ょ う り ょ う 金 全 体 の 1 割 の 額 を 事 業 者 に
 受 け 取 る (代 理 受 領 す る) 場 合 、 利 用 者 負 担 分 と し て 、 サ ー ビ ス 利 用 料 金 全 体 の 1 割 の 額 を 事 業 者 に
 お し は ら い
 お 支 払 い いた だ き ま す 。 (定 率 負 担 又 は 利 用 者 負 担 額 と い い ま す)

な お 、 定 率 負 担 又 は 、 利 用 者 負 担 額 の 軽 減 等 が 適 用 さ れ る 場 合 は 、 こ の 限 り で は あ り ま せ ん 。 障 害
 福 祉 サ ー ビ ス 受 給 者 証 を ご 確 認 くだ さ い 。

(2) 給 付 費 対 象 外 サ ー ビ ス 内 容 と 利 用 料 金

サ ー ビ ス の 種 類	サ ー ビ ス の 内 容 と 利 用 料 金
食 事 サ ー ビ ス	希 望 に よ り 食 事 の 提 供 を し ま す 。 食 事 時 間 朝 食 7:45 ~ 8:30 270 円 (180 円) 昼 食 12:00 ~ 13:00 600 円 (350 円) 夕 食 18:00 ~ 19:00 560 円 (350 円) () は 軽 減 対 象 の 場 合
光 熱 水 費	サ ー ビ ス を 提 供 す る た め に 必 要 な 光 熱 水 費 。 1 日 当 たり 328 円
お や つ 代	お や つ 代 と し て 1 日 70 円 (日 中 生 活 介 護 利 用 日 は 生 活 介 護 で 算 定)
余 暇 活 動 及 び 個 別 活 動	余 暇 活 動 及 び 個 別 活 動 を 行 う 上 で か か る 費 用 で 、 負 担 し て いた だ く こ と が 適 当 で あ る も の に 係 る 費 用 を いた だ き ま す 。 (実 費)
日 常 生 活 上 に 必 要 と な る 諸 経 費	利 用 者 の 日 常 生 活 品 の 購 入 代 金 等 や 日 常 生 活 に 要 す る 費 用 で 、 負 担 し て いた だ く こ と が 適 当 で あ る も の に つ い て は 実 費 を いた だ き ま す 。 (実 費)
社 会 生 活 上 の 便 宜 の 供 与 等	日 常 生 活 に 必 要 な 行 政 機 関 等 へ の 手 続 き 等 に つ い て 、 利 用 者 又 は 家 族 が 行 う こ と が 困 難 な 場 合 代 行 し ま す 。 (実 費)
預 かり 金 管 理	希 望 に よ り 日 用 品 等 の 通 帳 を 管 理 し ま す 。 1 か げ つ 1, 000 円
通 院 付 き 添 い	体 調 急 変 等 に よ り 医 療 機 関 に 通 院 で 付 き 添 い た 場 合 。 ○ 3 時 間 以 内 3, 000 円 ○ 3 時 間 超 5, 000 円

(3) 利 用 料 金 の お 支 払 方 法

利 用 料 金 は 1 ヶ 月 ご と に 計 算 し 、 ご 請 求 し ま す の で 、 20 日 ま で に 以 下 の い ず れ か の 方 法 で お 支 払 い
 くだ さ い 。

(ア) 当 事 業 所 窓 口 で の 現 金 支 払 い

(イ) 下 記 指 定 口 座 へ の 振 込 (振 込 手 数 料 は ご 負 担 願 い ま す)

お お が せ い の う し ん よ う き ん こ お お の し て ん ふ つ う よ き ん
 大 垣 西 濃 信 用 金 庫 大 野 支 店 普 通 預 金 No.165207
 せ い の う こ う じ ょ う え ん え ん ち ょ う こ ん ど う ゆ き こ
 西 濃 向 生 園 園 長 近 藤 征 子

(セ イ ノ ウ コ ウ ジ ョ ウ エ ン エ ン チ ョ ウ コ ン ド ウ ユ キ コ)

7. 利 用 者 の 記 録 管 理 等

(1) 利 用 者 へ の サ ー ビ ス 向 上 に 関 す る 事 業 所 に お け る サ ー ビ ス 会 議 や 他 の 事 業 所 と の 連 絡 調 整 及 び

緊 急 時 に お け る 病 院 等 へ の 連 絡 な ど に お い て 情 報 提 供 が 必 要 と な る 場 合 が あ る た め 、 そ れ ら に つ
 い て は 別 紙 個 人 情 報 使 用 同 意 書 に 基 つ き 対 応 いた し ま す 。 ま た 、 記 録 及 び 情 報 に つ い て は 契 約 の

しゅうりょうご 5ねんかんほかん
終了後5年間保管します。

くじょうとうもうしたてさきおよびぎゃくたいぼうし かんするそうだんまどぐち
8. 苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

くじょうとうもうしたてさき
(1) 苦情等申立先

そうだんまどぐち 相談窓口	まどぐちたんどうしや きーびす かんりせきにんしや すがや やすお ・窓口担当者 サービス管理責任者 菅谷 康夫 でんわばんごう ・電話番号 0585-34-2723 たんどうしや ふざい ばあい じぎょうしよじむしよ おもうして ・担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。 ・なやみ・そうだん 受けつけ ぼっくす げんかん せっち ・なやみ・そうだん受付ボックスを玄関に設置しています。
だいさんしゃいじん 第三者委員	みかみ たいし 058-266-5010 かしばら ただあき 0585-34-1765 いまにし ふみこ 0585-45-5042
うんえいてきせいかいいんかい 運営適正化委員会	しよざい ち ぎふ ししもなら 所在地：岐阜市下奈良2-2-1 でんわばんごう 電話番号：058-278-5136 F A X：058-278-5137

ぎゃくたいぼうし かんするそうだんまどぐち
(2) 虐待防止に関する相談窓口

ぎゃくたいぼうし かんする 虐待防止に関する そうだんまどぐち 相談窓口	まどぐちたんどうしや きーびす かんりせきにんしや すがや やすお 窓口担当者： サービス管理責任者 菅谷 康夫 でんわばんごう 電話番号：0585-34-2723 F A X：0585-34-2753
---	---

きょうりよくいりようきかん
9. 協力医療機関

いりようきかん せいしやう 医療機関の名称	ぎふめんたるくりにつく 岐阜メンタルクリニック		
いんちやうめい 院長名	みかみ たいし 三上 泰史		
しよざいち 所在地	ぎふ しわかみやちやう 岐阜市若宮町5-12-37		
でんわばんごう 電話番号	058-266-5010		
しんさつか 診療科	せいしんか 精神科	にゆういんせつび 入院設備	なし 無

ひじょうさいがいじ たいさく
10. 非常災害時の対策

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	べつと さだめる しやうぼうけいかく たいおう 別途に定める、消防計画により対応いたします。		
ぼうさいせつび 防災設備	じどうかさいほうちきせつび ・自動火災報知機設備	あり 有	ほじよさんすいせん ・補助散水栓
	ひじょうつうほうそうち ・非常通報装置	あり 有	ゆうどうとう ・誘導灯
	ひじょうようでんげん ・非常用電源	あり 有	すぶりんくラー ・スプリンクラー
へいじ くんれん 平時の訓練	べつと さだめる しやうぼうけいかくしよ のつとり つき1かい ひなん ぼうさいくんれん りようしや かつ ・別途に定める、消防計画書に則り、月1回、避難・防災訓練を、利用者の方も さんか じっし 参加して実施します。		
ぼうかかんりしや 防火管理者	すがや やすお 菅谷 康夫		

11. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

<p>医療機関への受診</p>	<p>サービス利用中に体調が急変し医療機関の受診が必要な場合は、原則保護者により対応していただきます。緊急やむを得ない場合は、事業所でも対応します。</p>
<p>設備、器具の利用</p>	<p>当事業所の設備、器具は本来の用法に従ってください。これに反したご利用により破損が生じた場合は、賠償していただくことがあります。</p>
<p>貴重品の管理</p>	<p>貴重品は、できるだけ持参されないようにお願いします。持参された場合は、利用者の責任において管理していただきます。</p>
<p>宗教活動、政治活動、営利活動</p>	<p>利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮ください。</p>

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

<p>虐待防止に関する責任者</p>	<p>園長 近藤 征子</p>
--------------------	-----------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 虐待防止対策委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討などを行います。

13. 身体拘束等の適正化について

身体拘束等の適正化を図るために、下記の対策を講じます。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置します。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。

(3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修を実施します。